

議案第19号

養父市医師確保対策就業支度金貸与条例の一部を改正する条例の 制定について

養父市医師確保対策就業支度金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市医師確保対策就業支度金貸与条例の一部を改正する条例

養父市医師確保対策就業支度金貸与条例（平成24年養父市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公立八鹿病院組合」の次に「又は市（以下「病院組合等」という。）」を加え、「公立八鹿病院に」を「公立八鹿病院及び市営診療所に」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「公立八鹿病院組合」を「病院組合等」に、「公立八鹿病院に」を「公立八鹿病院又は市営診療所に」に、「臨時的任用職員」を「任期付職員、会計年度任用職員」に改め、同条第1号中「公立八鹿病院組合」を「病院組合等」に改める。

第3条第2項中「300万円」を「規則に定めるところにより900万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、支度金の貸与を受けた者については、改正後の養父市医師確保対策就業支度金貸与条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第19号 養父市医師確保対策就業支度金貸与条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公立八鹿病院組合が医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師の資格を有する者を採用するに当たり、当該医師に対し就業支度金（以下「支度金」という。）を貸与することにより、<u>公立八鹿病院</u>における医師の確保を図り、もって市民の健康で安心な暮らしに資することを目的とする。</p> <p>(貸与対象者)</p> <p>第2条 支度金の貸与を受けることができる者は、現に医師の資格を有し臨床研修等を終了した医師で、<u>公立八鹿病院組合</u>が採用し、かつ、<u>公立八鹿病院</u>に勤務する者（<u>臨時的任用職員</u>及び大学、県等から派遣された者を除く。）であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>(1) 現に常勤医師として<u>公立八鹿病院組合</u>が採用している者</p> <p>(2) 公立八鹿病院組合入学時特別修学資金貸与条例（平成23年組合条例第1号）により修学資金の貸与を受けた者</p> <p>(3) 既にこの条例の規定により支度金を貸与された者</p> <p>(貸与の期間、貸与の額等)</p> <p>第3条 支度金を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、貸与を決定した日から起算して3年間とする。</p> <p>2 支度金の貸与の額は、<u>300万円</u>を限度とし、利息は付さないものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公立八鹿病院組合又は市（以下「病院組合等」という。）が医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師の資格を有する者を採用するに当たり、当該医師に対し就業支度金（以下「支度金」という。）を貸与することにより、<u>公立八鹿病院及び市営診療所</u>における医師の確保を図り、もって市民の健康で安心な暮らしに資することを目的とする。</p> <p>(貸与対象者)</p> <p>第2条 支度金の貸与を受けることができる者は、現に医師の資格を有し臨床研修等を終了した医師で、<u>病院組合等</u>が採用し、かつ、<u>公立八鹿病院又は市営診療所</u>に勤務する者（<u>任期付職員</u>、<u>会計年度任用職員</u>及び大学、県等から派遣された者を除く。）であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>(1) 現に常勤医師として<u>病院組合等</u>が採用している者</p> <p>(2) 公立八鹿病院組合入学時特別修学資金貸与条例（平成23年組合条例第1号）により修学資金の貸与を受けた者</p> <p>(3) 既にこの条例の規定により支度金を貸与された者</p> <p>(貸与の期間、貸与の額等)</p> <p>第3条 支度金を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、貸与を決定した日から起算して3年間とする。</p> <p>2 支度金の貸与の額は、<u>規則に定めるところにより900万円</u>を限度とし、利息は付さないものとする。</p>